

# 島根県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し（案）について

H30.2 子ども・子育て支援課

## 1 子ども・子育て支援事業計画とは

- 計画期間（H27～H31）における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
- 新制度の実施主体として、全市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
- 県は、市町村計画の数値の積上げを基本に「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定

## 2 島根県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しの概要

### （1）市町村計画の見直しを踏まえた県計画の見直し

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」について、計画期間の中間年（平成 29 年）を目安として、見直しを実施することとされている。
- ・各市町村は、当初計画の「量の見込み」と大きく乖離（±10%以上）している場合など、必要に応じて見直しを行うとともに、併せて量の見込みに対応した「確保方策」の見直しを実施する。
- ・県は、市町村計画の見直し結果を踏まえ、県計画の見直しを実施する。

- ※「量の見込み」・・・各市町村が、保育所等施設の利用状況に加え、住民の利用希望や社会情勢（働き方改革、女性活躍など）を踏まえて、年度ごとに設定する教育・保育のニーズ量
- ※「確保方策」・・・「量の見込み」に対する、各年度の保育所等の受皿の整備内容、量

### （2）その他の見直し

- ① 「認定こども園の需給調整に係る特例措置」における計画に定める数
  - ・特例措置に基づく、計画に定める数について、各市町村における量の見込み等の見直し結果を踏まえ、見直しを実施
- ② 認定こども園の目標設置数
  - ・保育所等から認定こども園への移行希望等を踏まえた見直しを実施
- ③ 保育士等の確保及び資質向上に必要な支援
  - ・教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数について、各市町村における量の見込み等の見直し結果を踏まえ、見直しを実施
  - ・人材確保及び資質向上のための取組について、現状及び実態に即した見直しを実施